

兵庫県農業共済組合行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に發揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年 4月1日～ 令和9年 3月31日までの 2年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上とする。

男性社員・・・取得80%以上

女性社員・・・女性社員全体と有期雇用の女性社員それぞれについて、
取得率80%以上

＜対策＞

- 2025年10月～ 育児介護休業に関する相談窓口より、妊娠・出産の申出を行った職員に対し、制度の周知・育児休業取得の意向確認を行い、休業の場合の業務力バーア体制について所属長と調整する。
- 2026年4月～ 本所及び各支所における休業者の業務力バーア体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化など）・実施

目標2：正職員の年間平均残業時間を、令和6年度実績の80%以下（11.28時間未満）とする。

＜対策＞

- 2025年10月～ 各支所における業務問題点の把握、業務負担が集中することにより、残業時間が10時間を超過する職員について、他職員への業務移管の指導を行うよう所属長へ依頼する。
- 2026年4月～ 業務量の見直し、DX化による事務の効率化などの取組実施。